

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ボリビア	ボトシ市及びスクレ市教育施設 建設計画のための贈与に関する 日本国政府とボリビア共和国政 府との間の交換公文	ボトシ市及びスクレ市教育施設建設計画を実施する ために必要な 1. 教室及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2. 機材及びその据付けに必要な役務の供与 3. 上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の増大に 資する 貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に 寄与するための農業物資及びその輸送に必要な役務の 供与	969,000千円 H20. 3.31まで	H20. 3.10 ラパスで (同日)	日本側 田中和夫在ボリビ ア大使 ボリビア側 ダビッド・チ ョケワシカ・セスベデス 外務・宗務大臣	H20. 3.26 198号
ボリビア	貧困農民支援に関する日本国政 府とボリビア共和国政府との間 の交換公文		300,000千円 H20. 3.31まで	H20. 3.10 ラパスで (同日)	日本側 田中和夫在ボリビ ア大使 ボリビア側 ダビッド・チ ョケワシカ・セスベデス 外務・宗務大臣	H20. 3.26 199号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。